

(地Ⅲ235)

平成23年3月23日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
三上 裕司

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い医療機関に避難した
重度障害者等の生活支援について

今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、及び老健局振興課連名により、各都道府県等民生主管部（局）長宛に、「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い医療機関に避難した重度障害者、要援護障害者、ならびに要介護者等の生活支援について事務連絡が出されるとともに、本会に対しましても情報提供がなされました。本件の要点は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 医療機関に「入院」をしている場合は、医療保険制度におけるいわゆる「完全看護」という考え方及び当該医療機関は「居宅」とみなされないため、介護保険法に基づく訪問介護等の居宅サービスを提供することは不可とされています。
2. しかしながら、東北地方太平洋沖地震の被害の甚大さに鑑み、厚生労働省保険局医療課より、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院に係る支援について」が発出され（事務連絡別添）、緊急的に医療機関に入院あるいは滞在している重度のALS患者等のサービスの取扱いが示されたところです。
3. また、当該医療課事務連絡を受け、障害保健福祉部障害福祉課・老健局振興課事務連絡が発出され、障害者自立支援法・介護保険法の取扱いが示されました。当該事務連絡により示された内容については以下のとおりです。

①入院している者の取扱い

- ・ 今般の地震に被災したことにより、緊急的に医療機関に入院した重度のALS患者等の重度障害者等については、当該患者との円滑な意思疎通を図る等、当該患者について熟知している支援者による生活の支援が必要な場合もあり、こうした者については、障害者自立支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護の対象となること。
- ・ また、上記利用者のうち、当該入院前に障害者自立支援法の居宅介護等と併せて、介護保険法の訪問介護を利用していた者（すなわち従前より障害者自立支援法と介護保険法のサービスの併給がなされていた者）については、介護保険法の訪問介護の対象となること。

②入院として取り扱われない者の取扱い

- ・ 単に電源の確保のみを理由に一時避難として医療機関に滞在している者については、医療保険法上の入院に該当しないことから、3月11日事務連絡（下記参照）に基づき、障害者自立支援法又は介護保険法によるサービス提供が可能となること。（この場合は障害者自立支援法の支給決定を受けていない者も、介護保険法の訪問介護の対象となります）

（参考）「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日事務連絡）（事務連絡別紙2）

- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願い致します。

4. なお、この取扱いは東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さを鑑み、緊急的な対応を要する者についての取扱いであり、被災者（震災に伴う停電の影響で避難する者も含まれます。）以外の利用者には適用されませんのでご留意願います。

事務連絡
平成23年3月18日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局振興課

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い医療機関に避難した重度障害者等の生活支援について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い被災地等の医療機関においては通常以上の患者を診療する等、緊急的な対応が行われているところである。また、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要な重度障害者等におかれては、十分な電力供給に問題が生じる中、安全な生活の確保が必要である。

今般の震災による被害の重大さを踏まえ、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要なALS等の重度障害者等の入院に係る生活の支援における障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の取扱いについては下記のとおりとするのでご留意いただくとともに、都道府県におかれては管内市区町村に周知の徹底をお願いする。

記

東北地方太平洋沖地震の被災に伴い、医療機関に入院しているALS等の重度障害者等の生活に係る支援については、別添の「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院に係る支援について」（平成23年3月18日保険局医療課事務連絡）を踏まえ、障害者自立支援法における居宅介護及び重度訪問介護（介護保険を利用している場合は、訪問介護を含む。）による当面の生活に係る支援を行って差し支えないこと。

なお、単に電源の確保のみを理由に、一時避難として保険医療機関に滞在する場合には、当該滞在は入院に該当しないことから、別紙1「3月11日に発生した『東北地方太平洋沖地震』により被災した要援護障害者等への対応について」の4の（1）及び別紙2「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」の2と同様の考え方により、避難先を居宅とみなして、必要なサービスの確保がなされるよう、適切な対応をお願いする。

事務連絡
平成23年3月18日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

殿

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な
重度障害者等の入院に係る支援について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い被災地等の医療機関においては通常以上の患者を診療する等、緊急的な対応が行われているところである。また、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要な重度障害者等におかれては、十分な電力供給に問題が生じる中、安全な生活の確保が必要である。

このように、今般の震災による被害の重大さを踏まえ、人工呼吸器等により生命維持に常時電源が必要な ALS 等の重度障害者等の入院に係る生活の支援については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 入院における生活の支援に関する取扱いについて

(1) 保険医療機関における看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであり、患者の負担による付添看護が行われてはならないものとされていること。

(2) ただし、例えば、コミュニケーション手段について独自の特別な技術を要する重度の ALS 患者等については、当該患者との円滑な意思疎通を行うため、この手段について熟知している支援者により、コミュニケーションに係る支援が行われることが必要な場合がある。

(3) 今般の震災により被災した重度障害者等であって、(2)のように、入院中に当該患者の生活の特性を熟知している支援者が当該患者の生活に係る支援を行う必要がある者については、今般の震災の重大さに鑑み当該支援を保険医療機関において、当面、当該患者の生活に係る支援を実施して差し支えないこと。

(4) なお、単に、電源の確保のみを理由に、一時避難として保険医療機関に滞在する場合には、医療保険上の入院等に該当せず、保険診療とならないが、当該重度障害者等の状態に応じて治療が必要である場合には、保険診療として治療を行うこととなること。

以上

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 11 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した
要援護障害者等への対応について

1. 避難所等における要援護障害者に対する対応について

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難所への避難生活が必要となつた要援護障害者、避難所に避難していない要援護障害者等に対し、安否確認及びその対応状況や実態の把握に努めていただくとともに、次のような業務の実施を図るようお願いいたします。

- ① 避難所等に避難している要援護障害者等について、障害福祉サービスが必要なもの及びその需要を把握すること。
- ② ①で把握した障害福祉サービスの提供が必要な者に対して、被災地等における障害福祉サービス事業者等において障害福祉サービスをどの程度対応できるか調査すること。
- ③ さらに②で対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、障害福祉サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えること。

なお、障害福祉サービスを提供する人材等の確保が困難な場合や職員の疲労による交代要員の確保が必要な場合等には、当方から他県や事業者団体等に対して協力を要請いたしますので、その際には、対応窓口を明確に

して必要な人員、職種、派遣先などの情報をお知らせ下さい。

2. 被災した障害者支援施設及び特定旧法指定施設等の入所施設（以下、「被災施設」という。）から避難が必要となった者の避難先について

(1) 緊急一時的な避難について

各自治体が設置する避難所等へ避難すること。

(2) 再避難先について

避難期間が中長期に渡ると見込まれる場合については、被災施設と同種
の他施設への再避難が基本となりますが、災害時であることにかんがみ、
以下の状況を勘案の上、同種他施設以外の再避難先を活用することは差
し支えありません。

① 建物の設備について、居室等、障害者が生活を送るのに、著しい困難
が生じないものであること

② 同種他施設が地理的に遠距離にあり、避難者本人の意向、被災施設の
職員が継続的に支援を行う必要等の観点から、同種他施設で支援を行
うより効果的と考えられること

3. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受け入れ

(1) 障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日 常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護 障害者等を受け入れて差し支えありません。

また、障害者支援施設等については、「障害者自立支援法に基づく指定
障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月
29日厚生労働省令第172号）等により災害等による定員超過が認めら
れているところですが、その際の介護給付費については、利用定員を超過
した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、こ
の場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費の対象と
します。

なお、障害者支援施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、
できる限り要援護障害者等の処遇に支障が生ずることのないよう留意下さ
い。

(2) なお、避難先施設は、職員配置、設備等について、できる限り避難者及 び避難先施設の入所者の支援に支障を来さないよう留意下さい。

特に、やむを得ない事情により避難が長期化する場合、又は避難先施設

が被災施設と種別が異なっており、かつ、指定基準を満たすことができない場合は、避難者及び避難先施設の入所者への適切な支援の確保を図るという観点から、避難者本人の意向等を勘案し、被災施設と同種別の他施設への再避難や地域生活への移行等を進めるよう配慮願います。

4. 障害福祉サービス（ただし、施設入所支援を除く。）の利用者にかかる取扱い

- (1) 居宅介護及び重度訪問介護については、避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。

また、屋外の移動が困難な障害者に対する移動支援についても同様に避難所を居宅とみなすなど、被災地における地域生活支援事業の実施に当たっては、当該市町村の判断で柔軟なサービス提供を願います。

- (2) 生活介護等日中活動サービスについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応を願います。

- (3) 被災時に短期入所を利用していた者に係る取扱いについては、避難が必要となった者の避難先及び利用定員を超過した場合の受け入れなど、前記2及び3の入所施設の取扱いと同様として差し支えありません。

なお、計画していた利用期間の終了に伴い、居宅に戻ることが原則ですが、戻るべき居宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障害者支援施設等による受け入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の利用も可能とします。

5. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について

避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられますので、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付して差し支えありません。

管内市町村を含め関係者及び関係団体等に対する周知方、特段のご配慮をお願いします。

6. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について

被災された視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・コミュニケーション支援が何より重要となります。管内被災市町村における避難状況等を踏まえ、点字や音声、文字等による災害情報等の提供、手話通訳者等の派遣などの情報・コミュニケーション支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

7. 利用者負担の減免について

- (1) 被災のため障害福祉サービス、障害児施設支援等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者自立支援法第31条又は児童福祉法第24条の5に基づき、市町村又は都道府県の判断により、介護給付費等の支給割合を引き上げ、利用者負担を減免することができます。
- (2) 自立支援医療については、平成18年3月31日付け障害保健福祉部長通知（障発第0331006号。）に基づき、被災した世帯所得勘案対象者の所得状況に応じた所得区分を適用することなど、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減することができます。
- (3) 補装具費については、平成19年3月27日付け障害保健福祉部長通知（障発第0327004号。）に基づき、被災した補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用することなど、適宜の方法により補装具費支給対象障害者等の負担を軽減することができます。
- (4) 障害児施設医療については、平成19年4月4日付け障害保健福祉部長通知（障発0404002号。）に基づき、被災した施設給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況等に応じて、適宜の方法により施設給付決定保護者等の負担を軽減することができます。
- (5) 療養介護医療については、平成19年4月4日付け障害保健福祉部長通

知（障発0404003号。）に基づき、被災した療養介護医療費支給対象障害者の所得状況等に応じて、適宜の方法により療養介護医療費支給対象障害者の負担を軽減することができます。

8. その他本件に関する疑義照会等については、各課室までご連絡をお願いいたします。

9. なお、本日、菅総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、別添「災害応急対策に関する基本方針」が取りまとめられましたので参考を送付いたします。

※ 別添は省略

事務連絡
平成23年3月11日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

3月11日に東北地方を中心として発生した地震
並びに津波により被災した要介護者等への対応について

1. 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願い致します。
2. 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願い致します。
3. 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取扱いを可能としますので対応をお願いいたします。また、特定施設入居者生活介護についても同様の取扱いと致します。
4. 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。
また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。
なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。
5. その他本件に関する疑義照会等については、各課室までご連絡をお願いいたします。
6. なお、本日、菅総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、別添「緊急応急対策に関する基本方針」が取りまとめられましたので参考に送付いたします。